

## 令和7年度山形県森林サービス産業創出事業に係るQ&A

### 【共通】

Q1 森林サービス産業とは何ですか。

A1 山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業です。（平成30年度林野庁提唱）

〔具体例〕

（健康分野）

森林浴、森林セラピー、ヨガ、クアオルト健康ウォーキング等

（観光分野）

トレイルランニング、マウンテンバイク、森フェス等

（教育分野）

森林環境教育、森のようちえん等

（その他）

森林空間でのテレワーク・ワーケーション等

<参考>

○森林サービス産業推進地域のご紹介（林野庁HP）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou/area.html>

○「地域の森からラブコール！」（(公社)国土緑化推進機構サイト）

<https://forest-style.jp/bizmatch/cases/>

Q2 体験等コンテンツ整備事業はどういったものが対象ですか。

A2 A1で例示しているような森林サービス産業を実施するために必要な物品等の購入、研修会の実施等の環境整備を行うための経費を助成するものです。

〔具体例〕

- ・森林ヨガの貸出用ヨガマットの購入
- ・トレイルランニングコースの道路整備（障害物撤去等軽微なもの）
- ・コンサルタント、アドバイザー等への謝金や旅費
- ・森のようちえんのおもちゃや絵本の購入
- ・森林環境教育用のパンフレットの印刷 等

Q3 体験等コンテンツ整備事業で、「実施する意思があること」とありますが、いつまでに実施しなければならないなどありますか。

A3 補助金を受けた翌年度までに実施予定のものを想定しています。実施については、旅行会社等と共同で行う等も含まれます。

〔具体例〕

- ・森ヨガ教室を開講し、春～秋まで月2回開講する
- ・森林セラピーを旅行会社のツアーに組み込んでもらう
- ・マウンテンバイクツアーを温泉街の宿泊者向けに、常設プログラムとして随時受け付ける 等

Q4 体験型ツアー等実施事業はどういったものが対象ですか。

A4 A1で例示しているような県内の森林空間を活用した体験を主としたツアーやイベントを実施に係る経費を助成するものです。次年度以降、助成がなくてもできるように工夫してください。

〔具体例〕

- ・森林セラピーを主としたツアーの実施のチラシ印刷
- ・森林フェスの実施の機材・会場資料料 等

Q5 県内の森林空間を活用した体験を「主とした」とはどの程度をいいますか。

A5 明確な基準はありませんが、例えば、ツアーやイベント名が森林空間を活用したものとわかるもの、複数の森林空間を活用している又はツアーやイベントにおける森林空間の滞在時間が長い等を想定しています  
明らかに森林空間の活用が少ない場合は対象外とします。

Q6 既存のプログラムやツアー、過去に山形県森林サービス産業創出事業費補助金の交付を受けた事業で応募することは可能ですか。

A6 原則、対象外です。ただし、受入人数の拡大や内容の充実等、事業を拡大・改善させる内容の場合は対象とします。

Q7 1つの団体が異なる森林空間で事業内容を変えてそれぞれ申請することは可能ですか。

A7 1事業者からの応募は、年度ごとに1つの事業計画とします。事業計画の中に複数の事業が入ることは問題ありません。

Q8 複数の法人又は団体で連携して事業を実施する場合も申請可能ですか。

A8 既存の関連する事業を進める団体、観光地域づくり法人（DMO）・観光協会、第3セクター、林業関係団体等との間で連携して取り組むことが考えられます。その場合は、その中の事業者の代表（幹事事業者）として、又はこれらの事業者で構成される団体として申請してください。

Q9 体験等コンテンツ整備事業と体験型ツアー等実施事業の両方を使うことができますか。

A9 予算の範囲内になりますが、できます。

〔具体例〕

- ・6月に森ヨガのマットの購入や研修（体験等コンテンツ整備事業）を行い、10月に森ヨガを含めたツアー（体験型ツアー等実施事業）を行う。
- ・既存の森林ウォークを含めたツアー（体験型ツアー等実施事業）を実施し、翌年度に向けてトレイルランニングの道路整備（体験等コンテンツ整備事業）を行う。

Q10 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A10 実績報告書の最終締切が令和8年3月22日です。事業の完了とは、物品の納品やツアーの実施等はもちろんですが、支出金額が確定していることが必須です。請求書や領収書等の添付書類を整え、実績報告書を作成して提出する必要があります。この報告に間に合うように事業を完了してください。

Q11 補助金以外の支援はありますか。

A11 採択された事業について、補助金のほか県ホームページでの事業の周知、関係市町村への情報提供を予定しています。

Q12 事業の打合せやツアー等PR関係のための出張で高速道路の使用料は対象ですか。

A12 対象となります。

Q13 消耗品費と物品購入費の違いは何ですか。

A13 消耗品は、事業を行うために必要な事務用品等（筆記用具、コピー用紙、ガソリン、書籍等）になります。

物品購入費は、事業を行うために必要な道具（貸出用ヘルメット）、草刈り機、看板等の資材及び機材の購入に要する経費で5万円未満のものとなります。

Q14 プリンタは購入可能ですか。

A14 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（プリンタ、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、記録系媒体、デジタル複合機、通常使用の家具等）は対象外となります。

Q15 物品購入費や備品購入費で中古の商品は購入可能ですか。

A15 中古の物品等（リユース品）は品質が担保されないため、対象外となります。

Q16 事業の際に脱水症状防止のため、水やスポーツドリンクを購入するのは対象経費に含まれますか。

A16 水やスポーツドリンクの飲食にかかる経費は対象外です。購入する必要がある場合は、補助対象外経費として支出してください。

Q17 備品を購入した場合の取扱いはどうなりますか。

A17 備品を購入した場合は、一定の期間は処分（廃棄等）が制限されます。期間内、適切に使用・保管してください。

Q18 銀行等の振込手数料は対象となりますか。

A18 対象となる経費は、購入等に係る経費であるため、支出にかかる経費については、対象外となります。

Q19 支出した経費の見積書、請求書、領収書などの関係書類を提出する必要がありますか。

A19 実績報告書への添付していただき、事業完了後の検査で確認が必要ですので、整理・保管してください。

Q20 具体的な補助金額の算定方法は。(体験等コンテンツ整備事業と体験型ツアー等実施事業ごとに同様)

A20 例えば、総事業費 60 万円、自己収入額 (参加費等) 40 万円、補助対象経費の合計額 50 万円の場合の補助金額について (消費税は対象外のため、税抜きで計算)

①補助対象経費の合計額の 1/2 に相当する額

$$50 \text{ 万円} \times 1/2 = 25 \text{ 万円}$$

②補助上限額 30 万円

③総事業額から自己収入額を控除した額

$$60 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} = 20 \text{ 万円}$$

補助金額は、①～③でいずれか最も低い額となりますので、20 万円となる (千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て)。

<上記の例>

収支予算書

《収入》

(単位:円)

区 分	予算額	積算根拠
県補助金	200,000	
自己収入額	400,000	参加者負担金(積算略)
自己資金		
その他		
計(総収入額)	600,000	

《支出》

(単位:円)

区 分	予 算 額	積 算 額		積算根拠
		補助対象経費	補助対象外経費	
謝金・旅費	50,000	50,000	0	} (略)
需用費	150,000	150,000	0	
役務費	200,000	200,000	0	
使用料・賃借料	100,000	100,000	0	
その他の経費	100,000	0	100,000	参加者昼食代(積算略)
計(総事業費)	600,000	500,000	100,000	

\* 消費税及び地方消費税額は除いて記載してください。

Q21 交付決定後に、事業計画書の事業内容がどの程度変更した場合、変更交付申請を行う必要がありますか。

A21 活用予定である森林空間にかかる変更、追加、事業の一部中止・追加等を想定しています。

[具体例]

- ・金山町の森林でマウンテンバイクツアーを実施する予定だったが、真室川町の森林に場所を変更したい。(森林空間の変更)
- ・冬山遊び用のかんじきの購入とパンフレット作成予定だったが、パンフレットは作成しないことにした。(事業の一部中止)

Q22 ツアーやイベントが天候等により中止になった場合はどうすればいいですか。

A22 補助金は実施を目的としているので、やむを得ない場合を除き、中止になった場合は、補助金は交付されません。

そのため、森林サービス産業については、野外の場合も多いので、天候の対応が必要になります。ツアーやイベントに関しては、例えば、一部を屋内でできるものにする、代替日を設定する等、企画してください。

最小催行人数に達しない場合も同様で、企画変更、募集期間延長、代替日の設定等、催行するための手段を講じてください。

やむを得ない場合とは、天災等による他、上記による対応をした結果においても中止をせざるを得ない場合とします。

※ 不明な点については、お問い合わせください。